

令和6年11月12日

教職員 各位

学 長

敷地内全面禁煙の徹底と敷地周辺道路等への吸い殻の
放置禁止について（注意喚起）

健康増進法に基づき、望まない受動喫煙の防止を図るため、本学では令和元年7月1日以降敷地内全面禁煙としています。

しかしながら、大学敷地の境界付近（特に福利厚生棟階段下部分）において喫煙する者が多くみられ、通勤通学者から苦情が届いていること及び今後の降雪期において雪上に吸い殻をポイ捨てする事例が多くみられることから、冬季間においても下記のことについて改めてご留意いただき、敷地内全面禁煙の徹底と敷地周辺道路等への吸い殻放置禁止についてご協力をお願いいたします。

なお、学生に対しても別途注意喚起を行いますが、教員のみなさまにおかれましては、所属研究室、所属クラス等を通じて学生にも注意喚起いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 禁煙区域

（1）本学の敷地内全面

（職員宿舍、学生宿舍、国際交流会館、国際学生宿舍、30周年記念学生宿舍、
リンテックハウス、インターナショナルロッジ、匠陵クラブの建物内を含む）
・敷地内駐車中の車内での喫煙は禁止

（2）本学敷地と隣接する周辺道路や側溝、周辺住民の迷惑となる場所

- ・敷地外であっても周辺住民への迷惑となる場所での喫煙は禁止
- ・車道にはみ出での喫煙は禁止
- ・雪上の吸い殻ポイ捨ては絶対禁止

2. 注意事項

上記1の禁煙区域以外の喫煙所等においては、吸い殻は携帯灰皿等で必ず喫煙者自身が持ち帰ること。

3. その他

- ・受動喫煙対策（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもや患者、妊婦が主たる利用者である学校や病院、及び行政機関の庁舎等において、「敷地内禁煙」が義務化されました。

- ・敷地内全面禁煙について（学内 HP）

https://www.nagaokaut.ac.jp/gakunai/designated/jinji_romu/SMOKING/no_smoking.html

(HOME＞学内用＞学外から見ることはできません＞人事労務室からのお知らせ＞安全衛生管理
＞敷地内全面禁煙)